

久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次に掲げる部」を「次に掲げる室及び部」に改め、同条の表総合政策部の項の前に次のように加える。

市長公室

第1条の表中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同表建設部の項の後に次のように加える。

まちづくり推進部

第2条中「前条の部」を「前条の室及び部」に改め、同条の表総合政策部の部の前に次のように加える。

市長公室

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 消防団に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) シティセールスに関すること。

第2条の表総務部の部及び市民部の部を次のように改める。

総務部

- (1) 議会及び市の一般行政に関すること。
- (2) 文書及び例規に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (4) 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。
- (5) 市有財産の管理に関すること。
- (6) 検査に関すること。
- (7) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (8) 市税の賦課及び徴収に関すること。
- (9) その他、他の部に属さないこと。

市民部

- (1) 自治振興に関すること。
- (2) 市民参加、市民活動及び国際交流に関すること。
- (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (4) 外国人登録に関すること。
- (5) 国民年金に関すること。
- (6) 交通安全及び公共交通に関すること。
- (7) 住宅に関すること。

(8) 行政センターに関すること。

第2条の表環境経済部の部中(4)の項を(5)の項とし、(3)の項を(4)の項とし、(2)の項の次に次のように加える。

(3) 廃棄物の処理及び資源循環への取組に関すること。

第2条の表健康スポーツ部の部を次のように改める。

健康スポーツ部

(1) 健康増進に関すること。

(2) 地域医療に関すること。

(3) 保健予防に関すること(母子保健に関するることを除く。)。

(4) 国民健康保険に関すること。

(5) スポーツに関すること(学校における体育に関するることを除く。)。

第2条の表中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、(2)の項を(4)の項とし、(1)の項中「及び保育」を削り、同項の次に次のように加える。

(2) 母子保健に関すること。

(3) 保育及び幼児教育に関すること(教育委員会に属するものを除く。)。

第2条の表建設部の部(1)の項中「及び河川」を削り、(3)の項中「建築」を「治水」に、(4)の項中「都市計画」を「河川」に改め、(5)の項を削り、同部の次に次のように加える。

まちづくり推進部

(1) 都市計画に関すること。

(2) 駅周辺及び中心市街地整備に関すること。

(3) 土地区画整理及び土地利用に関すること。

(4) 公園に関すること。

(5) 建築に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市文化財保護審議会条例の一部改正)

2 久喜市文化財保護審議会条例(平成22年久喜市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第9条中「文化財保護課」を「文化振興課」に改める。

(久喜市児童福祉審議会条例の一部改正)

3 久喜市児童福祉審議会条例(平成22年久喜市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部子育て支援課」に

改める。

(久喜市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

- 4 久喜市予防接種健康被害調査委員会条例(平成22年久喜市条例第147号)の一部を次のように改正する。

　第8条中「中央保健センター」を「地域保健課」に改める。

(久喜市立地域交流センター条例の一部改正)

- 5 久喜市立地域交流センター条例(平成22年久喜市条例第184号)の一部を次のように改正する。

　第3条中「総務部庶務課」を「市民部市民生活課」に改める。

(久喜市防災会議条例の一部改正)

- 6 久喜市防災会議条例(平成22年久喜市条例第186号)の一部を次のように改正する。

　第5条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

(久喜市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 7 久喜市交通安全対策会議条例(平成22年久喜市条例第190号)の一部を次のように改正する。

　第6条中「交通企画課」を「交通住宅課」に改める。

(久喜市国民保護協議会条例の一部改正)

- 8 久喜市国民保護協議会条例(平成22年久喜市条例第195号)の一部を次のように改正する。

　第5条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

(久喜市都市計画審議会条例の一部改正)

- 9 久喜市都市計画審議会条例(平成22年久喜市条例第204号)の一部を次のように改正する。

　第7条中「建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

(久喜市土地区画整理事業施行規程の一部改正)

- 10 久喜市土地区画整理事業施行規程(平成22年久喜市条例第208号)の一部を次のように改正する。

　第5条中「久喜市栗橋総合支所」を「久喜市北青柳1404番地7、久喜市まちづくり推進部産業拠点整備推進課内」に改める。

(久喜市立小・中学校学区等審議会条例の一部改正)

- 11 久喜市立小・中学校学区等審議会条例(平成22年久喜市条例第244号)の一部を次のように改正する。

　第8条中「学務課」を「教育総務課」に改める。

(久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例の一部改正)

- 12 久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例(平成22年久喜市条例第256号)の一

部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会学務課」を「こども未来部保育幼稚園課」に改める。

(久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

13 久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成24年久喜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第16条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

(久喜市地域公共交通会議条例の一部改正)

14 久喜市地域公共交通会議条例(平成24年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条中「交通企画課」を「交通住宅課」に改める。

(久喜市建築審査会条例の一部改正)

15 久喜市建築審査会条例(平成25年久喜市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

16 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(平成27年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部こども家庭保健課」に改める。

(久喜市青少年問題協議会条例の一部改正)

17 久喜市青少年問題協議会条例(平成28年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部こども育成課」に改める。

(久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例の一部改正)

18 久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例(平成29年久喜市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条中「久喜ブランド推進課」を「商工観光課」に改める。

(久喜市空家等対策協議会条例の一部改正)

19 久喜市空家等対策協議会条例(令和元年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条中「建設部都市整備課」を「市民部交通住宅課」に改める。